

住民基本台帳に関する事務 全項目評価書(素案) 用語解説

※上から50音順・アルファベット順に並べています。

50音・ アルファ ベット別	項番	用 語	解 説
あ行	1	インポートデータ	データベースに入力されるデータのことで。
	2	ウイルスパターンファイル	世の中に存在する様々なコンピュータウイルスの特徴を記録したファイルのことで。ウイルス対策ソフトがコンピュータウイルスを検出するために使用します。
	3	エクスポートデータ	データベースから出力されるデータのことで。
か行	4	キオスク端末	タッチパネルなどの簡単な操作で、必要な情報を入手したり、様々なサービスを利用したりすることができる端末装置のことで。コンビニ交付サービスにおいてはマルチコピー機が利用されます。
	5	個人番号	住民票を有する全員に付番される重複のない唯一無二の12桁の番号で、住民票コード(項番13)を変換して得られるもので、いわゆる「マイナンバー」のことで。 国の行政機関や地方公共団体等において、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報と個人番号とを紐づけて効率的に情報の管理を行い、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で情報連携を行います。
	6	広域交付サーバ	証明書交付の要求電文を受信し、電文に含まれている市町村(特別区を含む。以下同じ)の情報や業務情報をもとに、各市町村に電文を振り分けるサーバのことで。
さ行	7	在留カード等発行システム	外国人住民の届出義務の負担軽減と、法務省が保有する在留管理等の情報と市町村の住民基本台帳の正確性を確保するため、法務省と市町村との間で、LGWAN(総合行政ネットワーク)を経由して情報連携を行うシステムです。
	8	市町村CS(コミュニケーションサーバ)	市町村に設置されている、住民基本台帳ネットワークシステム(項番11)を利用した事務を行うためのコンピュータのことで。
	9	市町村通知	住居地または外国人住民に係る住民票についての記載、消除又は記載の修正を、市町村の長から法務大臣に通知するものです。
	10	住基GW(ゲートウェイ)サーバ	住民記録システムと住民基本台帳ネットワークシステム(項番11)等を庁内の専用回線で繋ぐためのシステムです。
	11	住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)	住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピューターネットワークシステムのことです。 住民基本台帳ネットワークシステムに記録される項目は、本人確認情報(個人番号(項番5))の他に法律で定められている氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード(項番13)及びこれらの変更情報)に限られます。
	12	住民情報オンラインシステム	新宿区の住民基本台帳データ等を記録し、そのデータを用いて電算処理を行うための中央電算処理システム(ホストコンピュータ)のことで。

50音・ アルファ ベット別	項番	用語	解説
	13	住民票コード	住民基本台帳ネットワークシステム(項番11)において全国共通の本人確認を行うにあたり用いられる11桁の重複のない唯一無二の番号です。
	14	情報提供ネットワークシステム	番号法により、国や他機関との間で、特定個人情報を授受する際に設置するシステムです。総務大臣が設置・管理します。
さ行	15	セキュリティパッチ	ソフトウェアに保安上の弱点(セキュリティホール)が発覚した時に配布される修正プログラムのことです。
	16	セグメントにあるハブ	コンピュータのネットワークは一定の範囲で区切って管理をしているが、その区切られた範囲のことをセグメントと言います。 また、複数のネットワークを接続しており、ネットワークの中心となる集線装置のことをハブと言います。
	17	操作ログ/アクセスログ	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム(項番11)等を実行してデータの参照や更新を行った際、誰がいつどのデータを取り扱ったかについての記録(履歴)のことです。
た行	18	団体内統合宛名等システム	新宿区の既存の各業務システムが個別に保有している宛名情報(氏名・住所などの基本4情報や送付先住所など)を統合・管理し、新宿区内で個人を一意に特定できる番号(団体内統合宛名番号)を個人に新たに付番するシステムです。この「団体内統合宛名番号」をキーとして、既存の各業務システムと中間サーバー(項番20)とを連携することで、中間サーバーが保有する「符号」と既存業務システムが保有する「個人情報」とのひも付けが可能となります。
	19	地方公共団体情報システム機構	住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に係る法律及び番号法に基づく事務等の処理を行うことを目的として地方公共団体が共同して運営する法人です。平成26年4月1日に設立されました。
	20	中間サーバー	番号制度における情報連携の対象となる個人情報(特定個人情報)の副本を保有・管理し、情報提供ネットワークシステム(項番14)と自治体の既存システムとの情報の授受を仲介するために設置するサーバーのことです。
	21	中間サーバー・ソフトウェア	中間サーバー(項番20)を動作させるプログラムのことです。
	22	中間サーバー・プラットフォーム	中間サーバー(項番20)を動作させるための土台(基盤)として機能するOS(項番33)、ミドルウェア(項番30)等のことです。

50音・ アルファ ベット別	項番	用語	解説
	23	庁内連携システム	新宿区の既存の各業務システムからの要求に応じて、団体内統合宛名システム(項番18)と連携し、必要なデータを表示するシステムのことで。
	24	提供・移転	提供: 情報提供ネットワークシステム(項番14)を用いて、外部(国等の他機関、他自治体、同一自治体内の他機関)へ特定個人情報を渡すことを言います。 移転: 庁内連携システム等を用いて、内部(同一自治体内の同一機関)の他部署へ特定個人情報を渡すことを言います。
	25	統合端末	操作者の照合情報を利用した操作者認証を行い、市町村CS(項番8)を利用した業務処理、電子署名に係る認証業務等を行う端末です。新宿区においては戸籍住民課及び特別出張所に設置する予定です。
は行	26	ファイアウォール	外部との通信をコントロールすることで、外部から不正なプログラムの侵入を防ぎ、内部のコンピュータやネットワークの安全性を維持するシステムのことで。
	27	ファイル	この評価書において、「ファイル」とは情報の集合物であって、その情報を検索することができるように体系的に構成したものを言います。
	28	振る舞い検知	システム内部のプログラムの挙動を常時監視し、正規プログラムにはないような不審な挙動を発見すると、その挙動を阻止することを言います。
	29	法務省通知	外国人住民の氏名等の変更の届出、または在留資格の変更・在留期間の更新等の情報を、法務大臣からの市町村の長に通知するものです。
ま行	30	ミドルウェア	ソフトウェアの種類の一つで、OS(項番33)とアプリケーションソフトの間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するものです。
	31	MACアドレスによるフィルタリング	ネットワークを構成する全ての機器には、原則として固有の番号が割り振られており、その番号をMACアドレスと言います。ネットワークによる通信を行う際、あらかじめ特定のMACアドレスのみを指定して通信を許可する仕組みのことをMACアドレスによるフィルタリングと言います。
	32	NISC政府機関統一基準群	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)による「政府機関における情報セキュリティ対策のための統一基準群」のことを言います。政府機関全体の統一的な枠組みを構築し、それぞれの府省庁の情報セキュリティ水準の齊一的な引き上げを図ることを目的として策定したものです。

50音・ アルファ ベット別	項番	用語	解説
A～Z	33	OS	オペレーティングシステムの略称です。 ソフトウェアの種類の一つで、機器の基本的な管理や制御のための機能や、多くのソフトウェアが共通して利用する基本的な機能などを実装した、システム全体を管理するものです。
	34	SSL	氏名、住所などの個人情報を暗号化して安全に送受信できるようにするための通信手順のことです。
	35	VPN	ヴァーチャル・プライベート・ネットワークの略称です。 公衆回線上に仮想的に作る専用回線のことを言います。 仮想的な専用回線を作ることで、他者からののぞき見や改ざんなどの不正アクセスを防ぎ、安全な通信を可能にします。